

第4節 安全対策

五 ダム対策

このダム対策の問題は、長浜町自身が提起したものではなく、また、長浜町自体が対応して終焉するものではない。ただし、この問題は長浜町にとって、重、かつ大なる懸念の一つで、絶対に避けて通れない問題である。

この問題は昭和四二年（一九六七）夏、四国を中心としたあの大旱魃かんばつが関西一円、特に本県が最も被害を受け、県都松山市も相当な被害を受けたことから始まった。その実態は市民生活「トイレ」から水を断られた様相であった。

その後、愛媛県及び松山市では真剣にこの被害回避を検討し、更に水資源の開発・確保に様々な調査・研究を続けた。その結果、遂に昭和五七年県議会の名において、肱川水系上流の河辺川にその水源を求める公表をした。

こうして、本問題は長浜町に、ある日突然派生的に提起された形となったのである。ただし本件は、正せば重

大な水問題であり、これらの解決には広域的かつ公共性の視野に立った、所謂いわゆる地方自治の本旨に基づき対処しなければならぬ。

なお、現在は次のような経過となっている。

1 ダム対策の起源

(1) 昭和四七年「松山市・伊予市・北条市・重信町・川内町・松前町・砥部町」が、道後水資源開発促進協議会を発足した。

(2) 昭和五七年四月、道後平野水資源開発促進協議会総会で、国・県に対し水資源確保を強力に要請した。

(3) 昭和五七年四月、国は河辺川ダム予備調査に着手した。

(4) 昭和五九年三月、町議会に河辺川ダム調査対策特別委員会を設置した。

(5) 昭和六〇年三月、道後平野水資源開発促進協議会（総会）の名において、河辺川ダム建設促進に

- つき、国・県に協力要請をした。
- (6) 昭和六〇年五月、国・県が肱川町・長浜町・大洲市・河辺村に対し、昭和六一年度ダム建設実施計画調査の協力要請があった。
- (7) 昭和六〇年七月、中予地区受益者(三市五町)が、河辺川ダム建設推進協議会を設立した。ここから長浜町の「ダム対策問題」が始動した。

2 国・県のダム建設推進への動き

- (1) 平成元年四月、県土木部に水資源開発局を新設した。
- (2) 平成元年一二月、肱川町が国の現地調査受け入れに同意し、建設省が現地調査(ダムサイト)に着手した。
- (3) 平成四年三月、県へ河辺川ダム(建設・分水)対策協議会が肱川流域振興計画につき陳情した。
- (4) 平成四年三月、肱川町長が河辺川ダム建設受け入れを表明した。

- (5) 平成四年五月、建設省・愛媛県・肱川町・河辺川ダム建設推進協議会の間で、建設覚書を調印した。
- (6) 平成四年七月、建設省が肱川町内に河辺川ダム工事事務所を開設した。
- (7) 平成五年四月、「河辺川ダム」を「山鳥坂ダム」に名称変更した。
- (8) 平成六年三月、山鳥坂ダム基本計画を愛媛県議会が議決した。
- (9) 平成六年八月、国は山鳥坂ダム基本計画を公表した。
- (10) 平成七年九月、国は先の七月に発生した大洪水による災害復旧工事に係る「一級河川肱川の直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」を採択した。
- (11) 平成八年六月、鹿野川ダム・野村ダムの操作規則を変更した。
- (12) 平成九年六月、山鳥坂ダム建設推進協議会が、山鳥坂ダム(建設・分水)対策協議会に対し、ダ

ム建設分水の協力要請をした。

- (13) 平成九年六月、自民党県連水資源対策特別委員会が、長浜町及び長浜町議会に協力要請をした。
- (14) 平成一〇年二月、建設省が地下水の一斉調査を実施した。
- (15) 平成一〇年一二月、建設省は長浜町及び町議会に対し、先に実施の地下水・塩水遡上調査結果を報告した。
- (16) 平成一二年一二月、国の事業評価監視委員会が一年間で計画の見直しを条件に、事業の継続を答申した。
- (17) 平成一三年五月、四国地方建設局が見直し案を提示した。
- (18) 平成一三年八月、四国地方建設局が見直し案の事業書を提示した。

3 町及び肱川流域の対応

- (1) 昭和五九年三月、長浜町議会に河辺川ダム調査

対策特別委員会(八名)を設置した。以下本件ダム問題については、議会としては当委員会を中心に鋭意議会活動の中で対応した。

- (2) 昭和六〇年一〇月、肱川流域の一市五町村で、河辺川ダム対策市町村連絡協議会を設立した。
- (3) 昭和六一年一二月、町議会河辺川ダム調査対策特別委員会が、「現時点では多目的ダム建設の必要性はなく、分水にも反対である」と中間報告をした。
- (4) 平成元年一二月、肱川町が単独で現地調査の受け入れを回答した。
- (5) 平成二年六月、町内各種団体による「河辺川ダム対策協議会」を設立した。
- (6) 平成二年七月、行政で設立の「河辺川ダム市町村連絡協議会」と議会の「河辺川ダム対策市町村特別委員会協議会」で「河辺川ダム(建設・分水)対策協議会」を設立した。
- (7) 平成三年七月、長浜町漁協・肱川漁協・柴耕地

- 組合が河辺川ダム建設中予分水反対を議決した。
- (8) 平成四年二月、建設省大洲工事事務所へ、河辺川ダム（建設・分水）対策協議会が、肱川流域振興計画につき要望した。
- (9) 平成四年三月、愛媛県へ河辺川ダム（建設・分水）対策協議会が、肱川流域振興計画について陳情した。
- (10) 平成四年三月、肱川町長が単独で河辺川ダム建設受け入れを表明した。
- (11) 平成五年四月、「河辺川ダム」の名称を「山鳥坂ダム」に変更した。
- (12) 平成六年五月、山鳥坂ダム（建設・分水）対策協議会長へ、長浜町の対策と対応について申し入れをした。
- (13) 平成七年一月、長浜町肱川問題対策協議会を設立した。
- (14) 平成七年二月、みんなで肱川を守る会が設立された。
- (15) 平成七年五月、みんなで肱川を守る会が、七、八〇〇人の署名を添え、山鳥坂ダム建設中予地区分水に反対する請願を町議会に提出した。
- (16) 平成九年六月、長浜町は懸念八項を表明した。
- (17) 平成一一年四月、加戸知事が肱川町・大洲市・長浜町を訪れ、理事者及び議会代表者と山鳥坂ダム建設・分水問題につき意見交換した。
- (18) 平成一二年五月、松山市長が大洲市・長浜町・肱川町を訪れ、分水への理解協力を求めた。
- (19) 平成一二年六月、町は懸念事項を次のとおり建設省及び愛媛県に提示した。
- ① 地下水の低下
 - ② 塩水の遡上^{せり上}
 - ③ 河川環境の変化
 - ④ 水利権
 - ⑤ 治水
- (20) 平成一二年一二月、町は国の見直し案が町の懸念事項の払拭^{しよく}を条件に、今後の協議に呼応する

ことを回答した。

- (21) 平成一三年八月、山鳥坂ダム（建設・分水）対策協議会が国の見直し案に回答した。

4 国の計画見直し案

平成一三年（二〇〇二）五月一七日に公表・提示された国の見直し案は次のとおりである。

(1) 計画の見直し案

平成一三年五月一七日に肱川の治水、河川環境、水利に関する課題の解消方策と一・三五立法^ち／sの余力の範囲内で中予分水する考え方を基本とする計画の見直し案を策定し、山鳥坂ダム（建設分水）対策協議会と山鳥坂ダム建設推進協議会に説明した。

また、平成一三年八月二七日に計画の見直し案の事業費等を両協議会に提示した。

見直し案の要旨

肱川流域の治水、河川環境及び水利用を優先し従来

の「水開発先行型」から「環境保全面型」へ転換した計画とする。

このため、

- ① 治水対策として
 - ・ダムによる洪水調節と堤防整備を組み合わせ、治水安全度の向上を図る。
 - ・ダムは、既設ダムと合わせて最大限の洪水調節効果を発揮させる。
 - ② 流域の利水や河川環境の保全のため
 - ・ダムがなかった頃の自然の流れの復活を目指す。
 - ・生態系にも配慮し、人や動植物に配慮した川づくりを進める。
 - ③ 肱川流域の治水、河川環境、利水を優先した後の余力をもって中予分水する。
- 現行基本計画と見直し案の対比は、次頁のとおり。

第25表 計画の対比表

項目	現行基本計画	見直し案
中予分水量	水道用水 1.5 m ³ /s 工業用水 0.45 m ³ /s 合計 1.95 m ³ /s	余力 1.35 m ³ /s
3ダムの洪水調節能力	100年1回程度の規模 810 m ³ /s	100年に1回程度の規模 1,000 m ³ /s
正常流量 (大洲地点)	3/16~12/15 6 m ³ /s 12/16~3/15 5 m ³ /s	3/16~12/15 6.5 m ³ /s 12/16~3/15 5.5 m ³ /s
放流方式	自然調節	ゲート式
山鳥坂ダム容量	治水 1,950万 m ³ 不特定 975万 m ³ かんがい 53万 m ³ 都市用水 932万 m ³	治水 1,400万 m ³ 不特定 980万 m ³ かんがい 70万 m ³ 余力 1,460万 m ³
分水量に対するダム供給割合	8%	78%
鹿野川ダム容量		治水 1,810万 m ³ (洪水時) 2,390万 m ³ 不特定 1,810万 m ³
用途別負担金額		
河川 都市用水(水道) 都市用水(工水) 特定かんがい 計	78,070百万円 21,796百万円 6,547百万円 587百万円 107,000百万円	108,424百万円 23,953百万円 623百万円 133,000百万円
山鳥坂ダム 完成予定年	平成16年	平成26年

注) 1. 見直し案は、可能な限り具体的な手法や数値を示しているが今後の詳細検討で若干数字が動くことがある。
2. 見直し案は余力を全て水道とした場合の試算値。

5 中予分水の終焉しゅうえん

平成一三年(二〇〇二)十一月、松山市など三市五町で組織の中予広域水道企業団が「ダム使用権設定者として、先の見直し案に事業参画しない」との見解を表明した。

突如、ここから中予分水は事実上終焉しゅうえんした。

6 ダム建設問題の現状

平成一四年五月、国土交通省は治水と河川環境改善を目的に掲げた「再見直し案」を策定し、現在ダム建設を前提とした「治水目的」の河川整備計画を、国・県対流域市町村で検討中である。その間、各市町村では対住民への説明会、報告会等をたびたび開催している。

長浜町は、平成一六年三月一二日、町議会定例会最終日において、河川(肱川)整備計画策定に関する意見書を次のとおり原案可決し、早期着工するよう四国地方整備局及び愛媛県知事に提出することとした。

肱川整備計画に堤防整備や山鳥坂ダム建設、鹿野川ダ

ム改造を柱とする河川整備事業が提示されており、また肱川流域が要望してきた事項が網羅もうらされており、高く評価するとして次のとおり提出した。

素案に沿った河川整備計画が策定され、肱川の治水対策事業が一日も早く着工されるよう強く要望する。

一方、大洲市においても、同一六年三月一七日(定例会最終日)同様意見書を原案可決し、次のとおり四国地方整備局及び県知事に提出することとした。

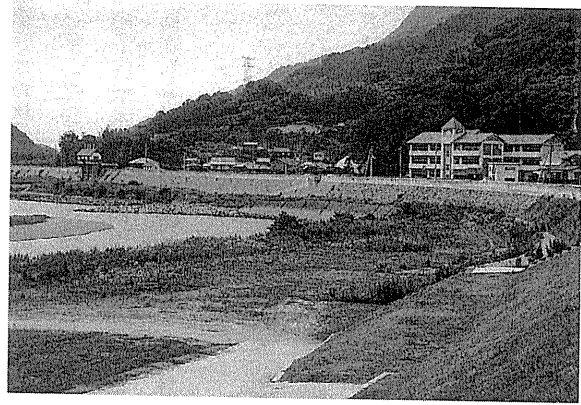
堤防整備に加え山鳥坂ダム建設、鹿野川ダム改造、ダム湖の水質保全対策、三ダム統合管理など、これまで肱川流域が要望してきた事項が網羅されたものと評価した上で次のとおり提出した。

整備計画が策定され、肱川の治水対策事業が一日も早く着工されるよう強く要望する。

また、山鳥坂ダム建設推進、反対双方の住民グループが提出した請願三件は、推進する立場の「肱川流域環境と治水を考える住民ネットワーク」の請願は採択されたが、反対する立場の「大洲市の住民投票を実現する会」

と、「公正な大洲市政を求める会」が提出の請願二件は不採択となった。

なお、この問題は極めて重要な行政課題の一つであり、残された問題は合併後、新市において最善の対処が必要である。



肱川沿の堤防

第五節 臨海工業開発

一 臨海工業開発の起源

1 旧長浜町時代の港湾改修

戦後間もない社会、経済、政治共に混乱期の昭和二十二年（一九四七）、長浜の末永芳朗は三三歳の若さで旧長浜町長に就任した。町長末永芳朗は就任と同時に「港都長浜」を夢見て、大長浜港の改修建設を町政の柱に据え、一身に我が港町「港湾づくり」に没頭した。

その甲斐あって、郡内全町村の後援組織「長浜港改修既成同盟会」の後援と、県議会議員、代議士の支援を得、早くも昭和二十六年から予算化（調査費）されるに至った。

昭和二十七年二月、長浜港大改修起工式を挙げ、以降三年間までの間毎年順調に予算化が進められ、県単独事業を含めて工事は着々進行していった。

現港湾の基礎工事（防波堤・荷揚場・物揚場・岸壁・